

令和5年度高崎市医師会看護専門学校 自己点検・自己評価報告書

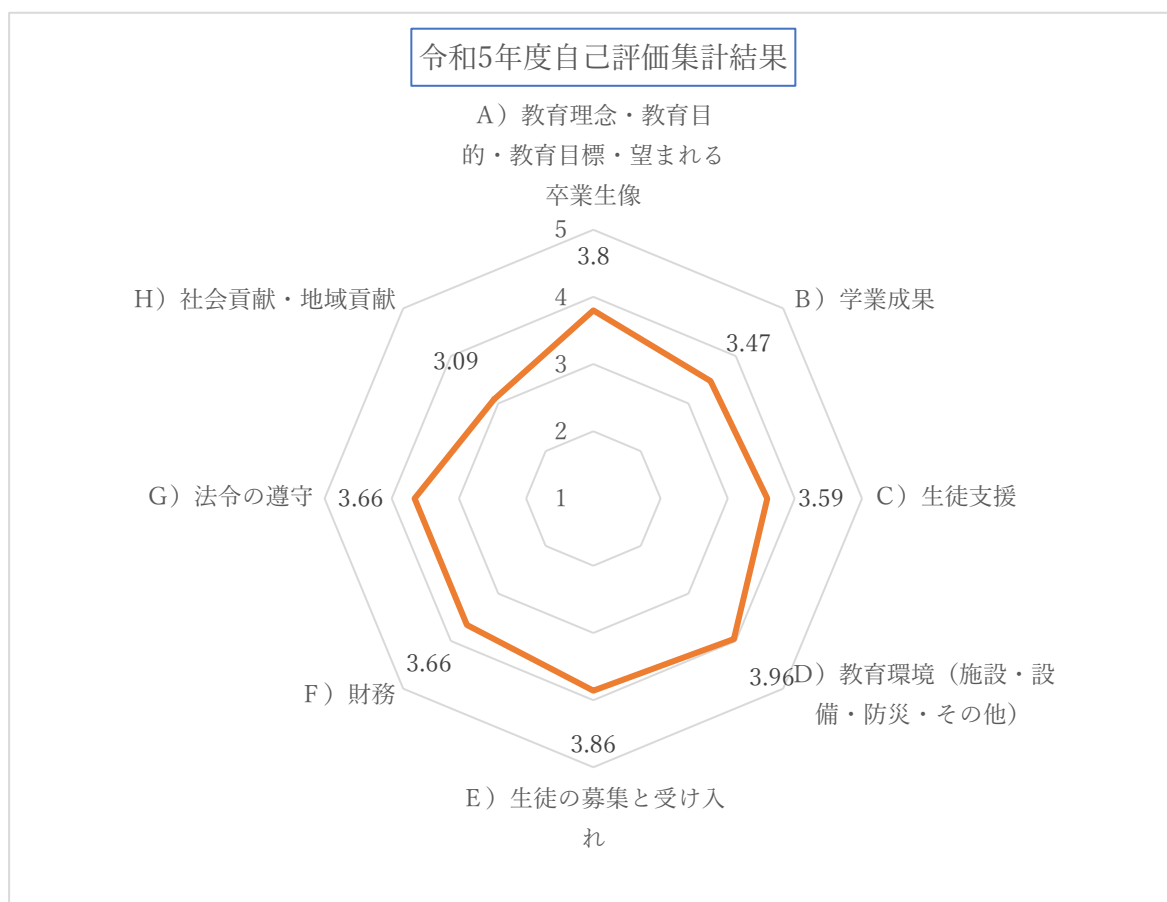
1 自己点検・自己評価についての取り組み

専修学校の学校評価制度は、平成14年の専修学校設置基準改正において「自己評価」の実施と公表が努力義務化、その後、平成19年には学校教育法において義務化されると共に「学校関係者評価」が努力義務と規定され、平成23年度より本校でも取り組むこととなった。

自己評価に取り組むにあたり、学校長を委員長、副校長推薦による各学科運営委員・専任教員・事務職員を委員とした学校評価会議を立ち上げ、厚生労働省の「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を参考に点検項目を検討し、自己点検・自己評価を行った。

2 自己点検・自己評価結果

自己評価は、8分野について、「5：十分」「4：ほぼ十分」「3：どちらともいえない」「2：やや不十分」「1：不十分」の5段階評価で行った。結果は次の通りである。



評価項目すべてで平均点が3点以上で、肯定的に捉えられていると考えられる。教育環境、生徒の募集と受入れの項目で高い得点となっている。今回の結果から、さらに充実した学校運営が図れるよう改善、検討を行っていきたい。